

日本農林規格協会役員退職手当支給規程

平成 14 年 5 月 28 日 制定

第 1 条 社団法人日本農林規格協会(以下「協会」という。)の常勤役員(以下「役員」という。)の退職手当の支給に関する事項は、この規程の定めるところによる。

第 2 条 役員が退職した場合において、その者(死亡による退職の場合はその遺族)に在職期間 1 月につき、その者の退職時における報酬月額に 100 分の 17 を乗じて得た額を退職手当として支給することができる。

第 3 条 退職手当算定の基礎となる在職期間の計算は、協会の役員として引き続いた期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算については、選任の日から起算して暦に従って月数により計算するものとし、1 月に満たない端数が生じたときは切り上げる。

3 役員任期満了の日の翌日に再び同一の役職に選任されたときは、その者の退職手当の支給については引き続き在職したものとみなす。

4 役員が任期満了の日以前において役職を異にする役員に選任されたときは、その者の退職手当の支給については、その選任の日の前日に退職したものとみなす。

第 4 条 役員在職中における職務上の責任の度合いまたは業務上の功勞について会長が特に認めるときは、在職期間 1 月につき、その者の退職時における報酬月額に 100 分の 8 を乗じて得た額の範囲内の額を、第 2 条の金額に加算することができる。

第 5 条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。

第 6 条 第 2 条および第 5 条に規定する遺族の範囲およびそれらの者が退職手当を受ける順位については、日本農林規格協会職員退職手当支給規程第 12 条の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成14年5月28日から施行する。

〔別 添〕

日本農林規格協会職員退職手当支給規程から抜粋

(退職手当の受給者)

第3条 退職手当は職員が退職したときはその者に、死亡したときはその遺族に支給する。

(遺族の範囲および順位)

第12条 第3条に規定する遺族の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 配偶者(届出をしないが職員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
 - (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹およびその他の親族で職員の死亡当時主として、その収入によって生計を維持し、または生計を共にしていたもの。
 - (3) 子、父母、孫、祖父母、および兄弟姉妹で前号に該当しないもの。
- 2 前項各号に掲げる者が退職手当を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号および第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき遺族のうち、同順位のもの2人以上あるときは、その人数によって等分して支給する。